

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位									
種類	項目													
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合 515 単位	515	1回につき							
31	1113	医師居宅療養管理指導Ⅱ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位	487									
31	1115	医師居宅療養管理指導Ⅲ		(三)(一)及び(二)以外の場合 446 単位	446									
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合 299 単位	299								
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 287 単位	287									
31	1116	医師居宅療養管理指導ⅡⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合 260 単位	260									
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 517 単位	517	517								
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位	487	487								
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合 441 単位	441	441								
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)医療機関の 薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 566 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	666							
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 417 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	517							
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅱ			(三)(一)及び(二)以外の場合 380 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	480							
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			(2)薬局の薬剤 師の場合	(一)単一建物 居住者が1人の 場合 518 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	618						
31	1244	薬剤師居宅療養Ⅲ			(二)単一建物 居住者が2人 以上9人以下 の場合 379 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	618							
31	1245	薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬			(三)(一)及び (二)以外 の場合 342 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	442							
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(四)情報通信機器を用いて行う 在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度) 注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)	(一)単一建物 居住者が1人の 場合 46 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442							
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬			(二)単一建物 居住者が2人 以上9人以下 の場合 379 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	479							
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ			(三)(一)及び (二)以外 の場合 342 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	442							
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬			(四)情報通信機器を用いて行う 在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度) 注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442							
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(一)単一建物 居住者が1人の 場合 545 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	645							
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬			(二)単一建物 居住者が2人 以上9人以下 の場合 487 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	587							
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ			(三)(一)及び (二)以外 の場合 444 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	544							
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬			(四)情報通信機器を用いて行う 在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度) 注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	644							
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ		ニ 管理栄養士が行う 場合	(1)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所の管理 栄養士が行 った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 545 単位	545							
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬			管理栄養士が医師の指示 に基づき栄養管理に係る 情報提供及び指導又は助 言を行った場合 (月2回限度)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位	487							
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ			計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合 (月2回限度)	(三)(一)及び(二)以外の場合 444 単位	444							
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬			(2)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所以外の管 理栄養士が 行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 525 単位	525							
31	1257	薬剤師居宅療養ⅡⅦ			管理栄養士が医師の指示 に基づき栄養管理に係る 情報提供及び指導又は助 言を行った場合 (月2回限度)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 467 単位	467							
31	1258	薬剤師居宅療養ⅡⅧ			計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合 (月2回限度)	(三)(一)及び(二)以外の場合 424 単位	424							
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合		がん末期の患者以外 の場合 (月4回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	362							
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	326							
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位		295								
31	1151	管理栄養士居宅療養ⅠⅣ		がん末期の患者の場 合 (月6回限度)		(1)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	362							
31	1152	管理栄養士居宅療養ⅠⅤ				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	326							
31	1153	管理栄養士居宅療養ⅠⅥ				(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位	295							
31	1134	管理栄養士居宅療養ⅡⅠ			(1)単一建物居住者が1人の場合 525 単位	525								
31	1135	管理栄養士居宅療養ⅡⅡ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 467 単位	467								
31	1136	管理栄養士居宅療養ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合 424 単位	424								
31	1154	管理栄養士居宅療養ⅡⅣ		(一)単一建物居住者が1人の場合 525 単位	525									
31	1155	管理栄養士居宅療養ⅡⅤ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 467 単位	467									
31	1156	管理栄養士居宅療養ⅡⅥ		(三)(一)及び(二)以外の場合 424 単位	424									
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算									
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算							
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					
31	1281	歯科衛生士等居宅療養Ⅳ							在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	250 単位加算	250		
31	1282	歯科衛生士等居宅療養Ⅴ									在宅中心静脈栄養療法加算	在宅中心静脈栄養療法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	150 単位加算	150
31	1283	歯科衛生士等居宅療養Ⅵ												
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算												
31	8100	居宅療養小規模事業所加算												
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算												
31	8121	薬剤師医療用麻薬持続注射療法加算												
31	8122	薬剤師在宅中心静脈栄養療法加算												